

設計業務 第1編 共通編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 総則 第1102条 用語の定義</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p>	<p>第1章 総則 第1102条 用語の定義</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>35. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。 39. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>
	<p>第1103条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>
<p>第1103条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p>	<p>第1104条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</p>
<p>第1105条 監督職員 4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p>	<p>第1106条 監督職員 4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。</p>
<p>第1106条 管理技術者 3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p>第1107条 管理技術者 3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>
<p>第1107条 照査技術者及び照査の実施 4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。 5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</p>	<p>第1108条 照査技術者及び照査の実施 4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p>
<p>第1109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>第1110条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>

設計業務 第1編 共通編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1129条 守秘義務 2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>第1130条 守秘義務 2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。 3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1010条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。 5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。 6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破壊を確実にすること。 7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>
	<p>第1131条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。 4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。 9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。 11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>

設計業務 第1編 共通編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
	<p>第1136条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>（関係法令等の遵守）</p> <p>行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>（行政情報の目的外使用の禁止）</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>（社員等に対する指導）</p> <p>1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</p> <p>（契約終了時等における行政情報の返却）</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p> <p>2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>（事故の発生時の措置）</p> <p>1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>
<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1205条 計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p>	<p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1205条 計画業務の内容</p> <p>計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。</p> <p>なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。</p>
<p>第1206条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。</p>	<p>第1206条 設計業務の内容</p> <p>1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。</p>
<p>第1207条 調査業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p>	<p>第1207条 調査業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p>

設計業務 第1編 共通編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1208条 計画業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p>	<p>第1208条 計画業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p>
<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p>	<p>第1209条 設計業務の条件</p> <p>1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。</p> <p>7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。</p>
<p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>(4) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>	<p>第1211条 設計業務の成果</p> <p>(4) 数量計算書</p> <p>数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・平成23年度版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・平成23年度版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。</p> <p>ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>
	<p>第1212条 環境条件の配慮</p> <p>1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。</p> <p>2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）グリーン購入法」（平成15年7月法律第119号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</p> <p>3. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成23年8月法律第105号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p>

設計業務 第2編 河川編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 河川環境調査 第2節 環境影響評価 本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>	<p>第1章 河川環境調査 第2節 環境影響評価 本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（国土交通省令第2号、15号・平成22年4月1日）以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>
<p>第2103条 方法書（案）の作成 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2103条 方法書（案）の作成 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2104条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2107条 準備書（案）の作成 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2107条 準備書（案）の作成 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2108条 評価書（案）の作成 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2108条 評価書（案）の作成 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2109条 評価書の補正等 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2109条 評価書の補正等 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第3節 河川水辺環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）に準拠して、実施するものとする。</p>	<p>第3節 河川水辺環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p>
<p>第2111条 魚介類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (3) 現地調査計画策定 受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるとする。 1) 考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。 2) データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査（河川版）生物調査編 - データ入出力システム -（財）リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。</p>	<p>第2111条 魚介類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (3) 現地調査計画策定 受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるとする。 1) 考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。 2) データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（ver3.50）（リバーフロント整備センター・平成22年度版）」に基づき調査データの入力を行う。</p>

設計業務 第2編 河川編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第2112条 底性動物調査 2. 業務内容 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、原則として調査回数ごとに1種類1個体以上ずつの標本を作成するものとする。</p>	<p>第2112条 底性動物調査 2. 業務内容 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」にもとづき標本を作製するものとする。</p>
<p>第2114条 鳥類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2114条 鳥類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2115条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2115条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2116条 陸上昆虫類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、全種類について標本を作成し保管するものとする。</p>	<p>第2116条 陸上昆虫類調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」にもとづき標本を作製するものとする。</p>
<p>第2117条 河川調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2117条 河川調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2118条 河川空間利用実態調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>	<p>第2118条 河川空間利用実態調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省 平成16年3月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p>
<p>-</p>	<p>第2119条 河川水辺総括資料作成調査 1. 業務目的 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (2) 資料調査 受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。 (3) 調査結果のとりまとめ 受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
<p>第4節 成果品 第2119条 成果品 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1116条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>第4節 成果品 第2120条 成果品 1. 環境影響評価 受注者は、表2.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。</p>
<p>第2章 河川調査・計画 第2節 洪水痕跡調査 第2202条 洪水痕跡調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2章 河川調査・計画 第2節 洪水痕跡調査 第2202条 洪水痕跡調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>

設計業務 第2編 河川編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第9節 正常流量検討 第2216条 正常流量検討（大規模河川） 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第9節 正常流量検討 第2216条 正常流量検討（大規模河川） 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2217条 正常流量検討（中小河川） 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 5) その他政令5項目からの必要流量 受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p>	<p>第2217条 正常流量検討（中小河川） 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 5) その他政令5項目からの必要流量 受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p>
<p>第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合） 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (6) 項目別必要流量の検討 5) その他政令5項目からの必要流量 受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p>	<p>第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合） 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (6) 項目別必要流量の検討 5) その他政令5項目からの必要流量 受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。</p>
<p>第11節 総合治水対策調査 第2219条 総合治水対策調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第11節 総合治水対策調査 第2219条 総合治水対策調査 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第12節 洪水予測システム検討 第2220条 洪水予測システム検討 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (3) 流出予測モデルの検討 12) フィードバックシステムの検討 受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p>	<p>第12節 洪水予測システム検討 第2220条 洪水予測システム検討 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (3) 流出予測モデルの検討 12) フィードバックシステムの検討 受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成22年5月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p>
<p>第13節 成果品 第2221条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1116条成果の提出に従い、2部納品するものとする。</p>	<p>第13節 成果品 第2221条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果の提出に従い、2部納品するものとする。</p>
<p>第3章 河川構造物設計 第2303条 護岸予備設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2303条 護岸予備設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2304条 護岸詳細設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。</p>	<p>第2304条 護岸詳細設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 (3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。</p>
<p>第2306条 樋門予備設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2306条 樋門予備設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>
<p>第2307条 樋門詳細設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第2307条 樋門詳細設計 2. 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>

設計業務 第4編 砂防及び地すべり対策編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第2章 砂防調査・計画 第4節 成果品 第4212条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 (1) 水系砂防調査 成果品一覧 (2) 土石流対策調査 成果品一覧 (3) 流木対策調査 成果品一覧 (4) 火山砂防調査 成果品一覧 (5) 水系砂防計画 成果品一覧 (6) 土石流対策計画 成果品一覧 (7) 流木対策計画 成果品一覧 (8) 火山砂防計画 成果品一覧</p>	<p>第2章 砂防調査・計画 第4節 成果品 第4212条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 (1) 水系砂防調査 表4.2.1 成果品一覧 (2) 土石流対策調査 表4.2.2 成果品一覧 (3) 流木対策調査 表4.2.3 成果品一覧 (4) 火山砂防調査 表4.2.4 成果品一覧 (5) 水系砂防計画 表4.2.5 成果品一覧 (6) 土石流対策計画 表4.2.6 成果品一覧 (7) 流木対策計画 表4.2.7 成果品一覧 (8) 火山砂防計画 表4.2.8 成果品一覧</p>
<p>第7節 成果品 第4319条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 (1) 砂防えん堤及び床固工の設計 1) 予備設計の成果品 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 成果品一覧 (2) 溪流保全工の設計 1) 予備設計の成果品 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 成果品一覧 (3) 土石流対策及び流木対策の設計 1) 土石流対策工予備設計の成果品 成果品一覧 2) 土石流対策工詳細設計の成果品 成果品一覧 3) 流木対策工予備設計の成果品 成果品一覧 4) 流木対策工詳細設計の成果品 成果品一覧 (4) 護岸工の設計 1) 予備設計の成果品 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 成果品一覧 (5) 山腹工の設計 1) 予備設計の成果品 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 成果品一覧</p>	<p>第7節 成果品 第4319条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 (1) 砂防えん堤及び床固工の設計 1) 予備設計の成果品 表4.3.1 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 表4.3.2 成果品一覧 (2) 溪流保全工の設計 1) 予備設計の成果品 表4.3.3 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 表4.3.4 成果品一覧 (3) 土石流対策及び流木対策の設計 1) 土石流対策工予備設計の成果品 表4.3.5 成果品一覧 2) 土石流対策工詳細設計の成果品 表4.3.6 成果品一覧 3) 流木対策工予備設計の成果品 表4.3.7 成果品一覧 4) 流木対策工詳細設計の成果品 表4.3.8 成果品一覧 (4) 護岸工の設計 1) 予備設計の成果品 表4.3.9 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 表4.3.10 成果品一覧 (5) 山腹工の設計 1) 予備設計の成果品 表4.3.11 成果品一覧 2) 詳細設計の成果品 表4.3.12 成果品一覧</p>
<p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計 第5節 成果品 第4410条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 成果品一覧</p>	<p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計 第5節 成果品 第4410条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表4.4.1 成果品一覧</p>
<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第5節 成果品 第4510条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 成果品一覧</p>	<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第5節 成果品 第4510条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表4.5.1 成果品一覧</p>
<p>第6章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第5節 成果品 第4609条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 成果品一覧</p>	<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計 第5節 成果品 第4609条 成果品 受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。 表4.6.1 成果品一覧</p>

設計業務 第5編 ダム編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 ダム環境調査 第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>	<p>第1章 ダム環境調査の種類 第2節 環境影響調査 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（国土交通省令第2号・平成22年4月1日））以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>
<p>第3節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル（案）ダム湖版に準拠して、実施するものとする。</p>	<p>第3節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）に準拠して、実施するものとする。</p>
<p>第5110条 ダム湖環境調査の区分 (1) 生物調査 魚介類調査 底生動物調査 動植物プランクトン調査 植物調査 鳥類調査 両生類・爬虫類・哺乳類調査 陸上昆虫類等調査</p>	<p>第5110条 ダム湖環境調査の区分 (1) 基本調査 魚介類調査 底生動物調査 動植物プランクトン調査 植物調査（植物相調査） 鳥類調査 両生類・爬虫類・哺乳類調査 陸上昆虫類等調査 ダム湖環境基図作成調査</p>
<p>第5111条 魚介類調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の魚類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、およびその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき学識経験者の助言を得るようにする。 (3) 現地調査計画策定 1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖および流入河川・下流河川の現地踏査を行うものとする。 2) 現地調査計画書の策定 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定および計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第5111条 魚介類調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、およびその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）」に基づき学識経験者の助言を得るようにする。 (3) 現地調査計画策定 1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。 2) 現地調査計画書の策定 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）」に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>
<p>第5112条 底生生物調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖における底生生物の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第5112条 底生生物調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における底生生物の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング（生物の拾い出し）を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>
<p>第5113条 動植物プランクトン調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、河川水辺の国勢調査マニュアルに基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第5113条 動植物プランクトン調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息・生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。</p>

設計業務 第5編 ダム編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第 5114 条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺の植物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第 5114 条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における植物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>
<p>第 5115 条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺の鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (5) 調査成果の取りまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第 5115 条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (5) 調査成果の取りまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>
<p>第 5116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺の両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (6) 調査結果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第 5116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (6) 調査結果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>
<p>第 5117 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺の陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>	<p>第 5117 条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源環境整備センター・平成18年3月）」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p>
<p>第 5118 条 ダム湖利用実態調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）」に準拠するものとする。</p>	<p>第 5118 条 ダム湖利用実態調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。</p>
<p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第6節 透水試験</p> <p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察</p> <p>2. 業務内容 (2) 現地作業 1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説に準拠して実施する。</p>	<p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第6節 透水試験</p> <p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察</p> <p>1. 業務目的 (2) 現地作業 1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説（国土技術研究センター・平成18年7月）に準拠して実施する。</p>
<p>第8節 岩盤試験</p> <p>第 5319 条 岩盤試験の基本的事項</p> <p>岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、土木学会の基準に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ1基、傾斜荷重用油圧ジャッキ2基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、土木学会の基準に準拠した油圧ジャッキ1基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。</p>	<p>第8節 岩盤試験</p> <p>第 5319 条 岩盤試験の基本的事項</p> <p>岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、「原位置岩盤試験法の指針-平板荷重試験法-せん断試験法-孔内荷重試験法-（土木学会・平成12年12月）」の基準に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ1基、傾斜荷重用油圧ジャッキ2基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、「原位置岩盤試験法の指針-平板荷重試験法-せん断試験法-孔内荷重試験法-（土木学会・平成12年12月）」の基準に準拠した油圧ジャッキ1基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。</p>
<p>第 5321 条 岩盤変形試験</p> <p>1. 業務目的 300mmの剛体円形支圧板による変形試験の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。</p>	<p>第 5321 条 岩盤変形試験</p> <p>1. 業務目的 300mmの剛体円形支圧板による変形試験（原位置岩盤試験法の指針-平板荷重試験法-せん断試験法-孔内荷重試験法-（土木学会・平成12年12月））の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。</p>

設計業務 第5編 ダム編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第7章 その他 第4節 コンクリート配合試験・解析 第5709条 コンクリート配合試験・解析 2. 業務内容 (4) 試験結果解析 3) 凍結融解試験</p>	<p>第7章 その他 第4節 コンクリート配合試験・解析 第5709条 コンクリート配合試験・解析 2. 業務内容 (4) 試験結果解析 3) 凍結融解試験（JIS A 1148・コンクリートの凍結融解試験方法）</p>
<p>第5節 グ라우チング試験・解析 第5710条 グ라우チング試験・解析 2. 業務内容 (2) 試験計画立案 現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する。</p>	<p>第5節 グ라우チング試験・解析 第5710条 グ라우チング試験・解析 2. 業務内容 (2) 試験計画立案 現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成15年7月）。</p>
<p>第6節 グ라우チングデータ整理・解析 第5711条 グ라우チングデータ整理・解析 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p>	<p>第6節 グ라우チングデータ整理・解析 第5711条 グ라우チングデータ整理・解析 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成15年7月）。</p>

設計業務 第6編 道路編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 道路環境調査 第1節 影響影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>	<p>第1章 道路環境調査 第1節 影響影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（国土交通省令第15号・平成22年4月1日）」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p>
<p>第2章 交通現況調査 第2節 交通量調査 第6203条 単路部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（旧建設省道路局）に準ずるものとする。</p>	<p>第2章 交通現況調査 第2節 交通量調査 第6203条 単路部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督職員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督職員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路交通調査実施要綱一般交通量調査（調査編）」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>
<p>第6204条 交差点交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所、以下「渋滞調査マニュアル」と記す）に準ずるものとする。</p>	<p>第6204条 交差点交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所・平成2年2月、以下「渋滞調査マニュアル」と記す）に準ずるものとする。</p>
<p>第4節 起終点調査 第6209条 路側OD調査 2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（旧建設省道路局・都市局、以下「OD調査要綱」と記す）に基づき下記のとおりとする。</p>	<p>第4節 起終点調査 第6209条 路側OD調査 2. 業務内容 路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省、以下「OD調査要綱」と記す）に基づき下記のとおりとする。</p>
<p>第6節 駐車場調査 第6213条 駐車場施設実態調査 2. 業務内容 受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（旧建設省都市局・道路局、以下「駐車場調査要綱」と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p>	<p>第6節 駐車場調査 第6213条 駐車場施設実態調査 2. 業務内容 受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下「駐車場調査要綱」と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p>
<p>第3章 道路網・路線計画 第3節 交通量推計調査 第6303条 交通量推計調査 3. 貸与資料 (3) 「全国道路街路交通情勢調査」旧建設省・自動車起終点調査編</p>	<p>第3章 道路網・路線計画 第3節 交通量推計調査 第6303条 交通量推計調査 2. 業務内容 (3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p>
<p>第4章 道路設計 第2節 道路設計 第6403条 道路概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p>	<p>第4章 道路設計 第2節 道路設計 第6403条 道路概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p>
<p>第6408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (12) 照査 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 「詳細設計照査要領」に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>	<p>第6408条 道路詳細設計 2. 業務内容 (12) 照査 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。 3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成11年3月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p>
<p>第3節 歩道設計 第6410条 歩道詳細設計 2. 業務内容 (2) 現地踏査 受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他の道路、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。 (7) 小構造物設計 受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。</p>	<p>第3節 歩道設計 第6410条 歩道詳細設計 2. 業務内容 (2) 現地踏査 受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況（建築物、他の道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺）の状況を把握、確認を行うものとする。 (7) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または高さ1.5m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p>

設計業務 第6編 道路編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第6節 道路休憩施設設計 第6420条 道路休憩施設予備設計 2. 業務内容 (2) 照査 (2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p>	<p>第6節 道路休憩施設設計 第6420条 道路休憩施設予備設計 2. 業務内容 (2) 照査 (2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p>
<p>第6424条 一般構造物詳細設計 2. 業務内容 (5) 仮設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設計を行うものとする。</p>	<p>第6424条 一般構造物詳細設計 2. 業務内容 (5) 仮設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</p>
<p>第5章 地下構造物設計 第3節 共同溝設計 第6507条 共同溝基本検討 2. 業務内容 (4) 比較案の選定 3) 工法検討 特殊トンネル工法（河川、鉄道等を下越すためのシールド工法以外の工法）</p>	<p>第5章 地下構造物設計 第3節 共同溝設計 第6507条 共同溝基本検討 2. 業務内容 (4) 比較案の選定 3) 工法検討 推進工法（河川、鉄道等を下越すためのシールド工法以外の工法） その他の特殊工法</p>
<p>第6512条 シールド共同溝詳細設計 2. 業務内容 (3) 設計条件の整理・検討 (11) 仮設備計画 5) 材料搬出入設備（計画立案） 6) 給水設備（容量算定） 7) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画） 8) 汚濁水処理設備（容量算定） 9) ストックヤード（計画立案） 10) 工事用道路計画（概略検討） 11) 安全対策（計画立案） 12) 環境対策等（計画立案） 13) 発進、到達立坑設備（設備計画）</p>	<p>第6512条 シールド共同溝詳細設計 2. 業務内容 (3) 設計条件の整理・検討 15) シールド機械各構成機器の仕様検討 (11) 仮設備計画 5) 掘削土砂搬出設備（計画立案） 6) 材料搬出入設備（計画立案） 7) 給水設備（容量算定） 8) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画） 9) 汚濁水処理設備（容量算定） 10) ストックヤード（計画立案） 11) 工事用道路計画（概略検討） 12) 安全対策（計画立案） 13) 環境対策等（計画立案） 14) 発進、到達立坑設備（設備計画）</p>
<p>第6章 地下駐車場計画・設計 第3節 地下駐車場予備設計 第6606条 地下駐車場本体予備設計 1. 業務目的 地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第2編第2章2.1基本計画の図-解2.1.1<基本検討>及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。</p>	<p>第6章 地下駐車場計画・設計 第3節 地下駐車場予備設計 第6606条 地下駐車場本体予備設計 1. 業務目的 地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第2編第2章2.1基本計画の図-解2.1.1<基本検討>及び第3編第2章2.5.2構造モデルと解析方法を用いて、3案（版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造）を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。</p>
<p>第6607条 地下駐車場設備予備設計 1. 業務目的 地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。</p>	<p>第6607条 地下駐車場設備予備設計 1. 業務目的 地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編第5章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。</p>
<p>第6609条 地下駐車場本体詳細設計 1. 業務目的 地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>	<p>第6609条 地下駐車場本体詳細設計 1. 業務目的 地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>
<p>第6610条 地下駐車場設備詳細設計 1. 業務目的 地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会）の第3編5節設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>	<p>第6610条 地下駐車場設備詳細設計 1. 業務目的 地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果をもとにして、「駐車場設計・施工指針同解説」（日本道路協会・平成4年11月）の第3編5節設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p>

設計業務 第6編 道路編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第7章 トンネル設計 第5節 トンネル設備設計 第6715条 トンネル設備詳細設計 2. 業務内容 (7) トンネル非常用設備設計 3) 消火・水噴霧設備設計 受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。</p>	<p>第7章 トンネル設計 第5節 トンネル設備設計 第6715条 トンネル設備詳細設計 2. 業務内容 (7) トンネル非常用設備設計 3) 消火・水噴霧設備設計 受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。</p>
<p>第8章 橋梁設計 第2節 橋梁設計 第6804条 橋梁詳細設計 2. 業務内容 (13) 仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。</p>	<p>第8章 橋梁設計 第2節 橋梁設計 第6804条 橋梁詳細設計 2. 業務内容 (13) 仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。</p>
<p>- - - -</p>	<p>第9章 道路施設点検 第1節 道路施設点検の種類 第6901条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検</p>
<p>- - - - - - -</p>	<p>第2節 道路防災カルテ点検 第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 防災カルテを用いた点検 受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所(point)の点検を実施すること。 (3) 防災カルテ修正 受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。 なお、修正方法については、事前に調査職員と協議のうえ承諾を得ること。 (4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>
<p>- - -</p>	<p>第3節 成果品 第6903条 受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。 (1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p>

設計業務 第7編 下水道編

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 基本計画策定</p> <p>第8102条 下水道基本構想</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 一般的事項</p> <p>受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、環境基本計画、公害防止計画との整合性を考慮して計画をたてるものとする。</p>	<p>第1章 基本計画策定</p> <p>第8102条 下水道基本構想</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 一般的事項</p> <p>受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、国土形成計画(全国計画・広域地方計画)、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、環境基本計画、公害防止計画との整合性を考慮して計画をたてるものとする。</p>
<p>第8103条 下水道基本構想</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 一般的事項</p> <p>受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画の関する基礎調査との関連性、環境基本計画、公害防止計画との整合性、総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。</p>	<p>第8103条 下水道基本構想</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 一般的事項</p> <p>受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、国土形成計画(全国計画・広域地方計画)、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画の関する基礎調査との関連性、環境基本計画、公害防止計画との整合性、総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。</p>

測量業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 総則 第102条 用語の定義</p> <p>4. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>7. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>8. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>10. 「契約書」とは、別冊の「業務委託契約書」をいう。</p> <p>11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>13. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>15. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>16. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>17. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>18. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>19. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>21. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p>31. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>33. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p>	<p>第102条 用語の定義</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>10. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>11. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、別冊の「業務委託契約書」をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。</p> <p>34. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>36. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p>

測量業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
	<p>39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>
	<p>第103条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>
<p>第103条 業務の着手</p>	<p>第104条 業務の着手</p>
<p>第104条 測定の基準</p>	<p>第105条 測定の基準</p>
<p>第105条 業務の実施</p>	<p>第106条 業務の実施</p>
<p>第106条 設計図書の支給及び点検 4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p>	<p>第107条 設計図書の支給及び点検 4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。</p>
<p>第107条 監督職員</p>	<p>第108条 監督職員</p>
<p>第108条 管理技術者</p>	<p>第109条 管理技術者</p>
<p>第109条 担当技術者</p>	<p>第110条 担当技術者</p>
<p>第110条 照査技術者及び照査の実施</p>	<p>第111条 照査技術者及び照査の実施</p>
<p>第111条 提出書類 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>第112条 提出書類 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>第112条 打合せ等</p>	<p>第113条 打合せ等</p>
<p>第113条 業務計画書</p>	<p>第114条 業務計画書</p>
<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p>	<p>第115条 資料等の貸与及び返却</p>
<p>第115条 関係官公庁への手続き等</p>	<p>第116条 関係官公庁への手続き等</p>
<p>第116条 地元関係者との交渉等</p>	<p>第117条 地元関係者との交渉等</p>
<p>第117条 土地への立入り等</p>	<p>第118条 土地への立入り等</p>
<p>第118条 成果品の提出 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）及び測量成果電子納品要領（案）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p>第119条 成果品の提出 4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成18年8月）及び測量成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成18年8月）」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成18年8月）」に基づくものとする。</p>
<p>第119条 関係法令及び条例の遵守</p>	<p>第120条 関係法令及び条例の遵守</p>
<p>第120条 検査 3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果品の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p>第121条 検査 3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 測量業務成果品の検査 (2) 測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成18年8月）」を参考にするものとする。</p>
<p>第121条 修補</p>	<p>第122条 修補</p>
<p>第122条 条件変更等</p>	<p>第123条 条件変更等</p>
<p>第123条 契約変更</p>	<p>第124条 契約変更</p>
<p>第124条 履行期間の変更</p>	<p>第125条 履行期間の変更</p>

測量業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
第125条 一時中止	第126条 一時中止
第126条 発注者の賠償責任	第127条 発注者の賠償責任
第127条 受注者の賠償責任	第128条 受注者の賠償責任
第128条 部分使用	第129条 部分使用
第129条 再委託	第130条 再委託
第130条 成果品の使用等	第131条 成果品の使用等
<p>第131条 守秘義務 2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第130条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>第132条 守秘義務 2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。 3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第114条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。 5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。 6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。 7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>
-	<p>第133条 個人情報の取扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。 4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。 8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。 9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。 11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>
第132条 安全等の確保	第134条 安全等の確保
第133条 臨機の措置	第135条 臨機の措置

地質・土質調査業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 総則 第102条 用語の定義</p> <p>4. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了の検査にあたって契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>5. 「管理技術者」とは、地質・土質調査業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>7. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>10. 「契約書」とは、別冊業務委託契約書をいう。</p> <p>11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。</p> <p>12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>13. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>15. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>16. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>17. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>18. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>19. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。</p> <p>21. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>22. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるとをいう。</p> <p>24. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>25. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>26. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>27. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>28. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>29. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>30. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>31. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>32. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>33. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>34. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	<p>第1章 総則 第102条 用語の定義</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等（山口県会計規則第128条に規定する契約担当者）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了の検査にあたって契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、地質・土質調査業務の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>10. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、別冊業務委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるとをいう。</p> <p>24. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めるとをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。</p> <p>34. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>36. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>

地質・土質調査業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>35. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p>	<p>38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>
<p>第107条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p>	<p>第107条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。</p>
<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>第118条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編」を参考にするものとする。</p>	<p>第118条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成17年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成18年8月）」を参考にするものとする。</p>
<p>第131条 守秘義務</p> <p>2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第129条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>第131条 守秘義務</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1010条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p> <p>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</p>
<p>-</p>	<p>第132条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p>

地質・土質調査業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
-	<p>7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。</p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>
第132条 安全等の確保	第133条 安全等の確保
第133条 臨機の措置	第134条 臨機の措置
第134条 履行報告	第135条 履行報告
第135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更
-	<p>第137条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （行政情報の目的外使用の禁止） 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。 （社員等に対する指導） 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。 （契約終了時等における行政情報の返却） 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。 （電子情報の管理体制の確保） 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 （電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保） 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。 イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 （事故の発生時の措置） 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>

地質・土質調査業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第2章 機械ボーリング 第204条 成果品 (2) 作業時の記録及びコアの監察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(案)に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>	<p>第2章 機械ボーリング 第204条 成果品 (2) 作業時の記録及びコアの監察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(案)（山口県土木建築部・平成17年3月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>
<p>第3章 サンプリング 第302条 採取方法 1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221に準拠して行うものとする。 2. デンソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222に準拠して行うものとする。 3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223に準拠して行うものとする。</p>	<p>第3章 サンプリング 第302条 採取方法 1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221（固定ピストン式シンウォールサンプリングによる土試料の採取方法）に準拠して行うものとする。 2. デンソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222（ロータリー式二重管サンプリングによる土試料の採取方法）に準拠して行うものとする。 3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223（ロータリー式三重管サンプリングによる土試料の採取方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第303条 資料の取扱い 1. 受注者（請負者）は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 受注者（請負者）は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。 3. 受注者（請負者）は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。</p>	<p>第303条 資料の取扱い 1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。 3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。</p>
<p>第4章 サウンディング 第1節 標準貫入試験 第402条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219に準拠して行うものとする。</p>	<p>第4章 サウンディング 第1節 標準貫入試験 第402条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第403条 成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219及び「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」に従って整理し提出するものとする。</p>	<p>第403条 成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」（山口県土木建築部・平成17年3月）に従って整理し提出するものとする。</p>
<p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験 第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。</p>	<p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験 第405条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第406条 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>第406条 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>
<p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験 第408条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220に準拠して行うものとする。</p>	<p>第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験 第408条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第409条 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙を使用してJIS A 1220に準拠して整理するものとする。</p>	<p>第409条 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙を使用してJIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）に準拠して整理するものとする。</p>
<p>第4節 ポータブルコーン貫入試験 第411条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1431に準拠して行うものとする。</p>	<p>第4節 ポータブルコーン貫入試験 第411条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第412条 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>第412条 成果品 (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>
<p>第5章 原位置試験 第1節 孔内水平載荷試験 第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1421に準拠して行うものとする。</p>	<p>第5章 原位置試験 第1節 孔内水平載荷試験 第502条 試験等 1. 試験方法及び器具は、JGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第503条 成果品 (4) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>第503条 成果品 (4) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）に準拠して整理し提出するものとする。</p>
<p>第2節 地盤の平板載荷試験 第505条 試験等 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521に準拠して行うものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215に準拠して行うものとする。</p>	<p>第2節 地盤の平板載荷試験 第505条 試験等 (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）に準拠して行うものとする。 (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）に準拠して行うものとする。</p>

地質・土質調査業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第506条 成果品 (2)地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521に準拠して整理し提出するものとする。 (3)道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>第506条 成果品 (2)地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。 (3)道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>
<p>第3節 現場密度測定（砂置換法） 第508条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1214に準拠して行うものとする。</p>	<p>第3節 現場密度測定（砂置換法） 第508条 試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第509条 成果品 (2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>第509条 成果品 (2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>
<p>第4節 現場密度測定（RI法） 第511条 試験等 2.試験方法及び器具は、JGS 1614に準拠して行うものとする。</p>	<p>第4節 現場密度測定（RI法） 第511条 試験等 2.試験方法及び器具は、JGS 1614（RI計器による土の密度試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第5節 現場透水試験 第514条 試験等 試験方法及び器具は、JGS 1314に準拠して行うものとする。</p>	<p>第5節 現場透水試験 第514条 試験等 試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第515条 成果品 (2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理し提出するものとする。</p>	<p>第515条 成果品 (2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。</p>
<p>第6節 ルジオン試験 第517条 試験等 1.試験方法及び装置は、JGS 1323に準拠して行うものとする。</p>	<p>第6節 ルジオン試験 第517条 試験等 1.試験方法及び装置は、JGS 1323（ルジオン試験方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第7節 速度検層 第520条 試験等 試験方法及び装置は、JGS 1122に準拠して行うものとする。</p>	<p>第7節 速度検層 第520条 試験等 試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第8節 電気検層 第523条 試験等 1.試験方法及び装置は、JGS 1121に準拠して行うものとする。</p>	<p>第8節 電気検層 第523条 試験等 1.試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）に準拠して行うものとする。</p>
<p>第6章 解析等調査業務 第601条 目的 2.適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。</p>	<p>第6章 解析等調査業務 第601条 目的 2.適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。</p>
<p>第9章 地すべり調査 第903条 地下水調査 1.地下水観測 地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するので、調査方法はJGS 1312に準拠して行うものとする。 2.地下水検層 ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所を希釈される、若しくは温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317に準拠して行うものとする。 3.間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313に準拠するものとする。 4.湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T） 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321に準拠して行うものとする。</p>	<p>第9章 地すべり調査 第903条 地下水調査 1.地下水観測 地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するので、調査方法はJGS 1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）に準拠して行うものとする。 2.地下水検層 ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所を希釈される、若しくは温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）に準拠して行うものとする。 3.間隙水圧測定 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）に準拠するものとする。 4.湧水圧による岩盤の透水試験（J.F.T） 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）に準拠して行うものとする。</p>

地質・土質調査業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第904条 移動変形調査 2. 伸縮計による調査 (2) 調査方法については、JGS 1725に準拠して行うものとする。</p> <p>3. 傾斜計による調査 (2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721に準拠して行うものとする。</p> <p>5. 挿入式孔内傾斜計による調査 挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。</p>	<p>第904条 移動変形調査 2. 伸縮計による調査 (2) 調査方法については、JGS 1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）に準拠して行うものとする。</p> <p>3. 傾斜計による調査 (2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法）に準拠して行うものとする。</p> <p>5. 挿入式孔内傾斜計による調査 挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5mあるいは1.0m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。</p>
<p>第10章 地形・地表地質踏査 第1002条 業務内容 5. 地質解析 (2) 報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。</p> <p>1. 空中写真判読 隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層破砕帯、地すべり等の分布域を推定するものとする。</p> <p>2. 現地調査 (1) 調査地域内を踏査して、空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層破砕帯、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。 (2) 現地調査の際には、人工構造物・改変地形の状況も把握しておくとともに、岩石・地層の分布、相互関係、地質構造、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。 (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、資料採取地点等を地形図に記入して作業図を作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。</p>	<p>第10章 地形・地表地質踏査 第1002条 業務内容 5. 地質解析 (2) 報告書作成 業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>

発注者支援業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則 第1008条 提出書類 1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。 2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 3. 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>第1008条 打合せ等</p>	<p>第1009条 打合せ等</p>
<p>第1009条 業務計画書</p>	<p>第1010条 業務計画書</p>
<p>第1010条 業務に必要な資料の取扱い</p>	<p>第1011条 業務に必要な資料の取扱い</p>
<p>第1011条 土地への立ち入り等 1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p>	<p>第1012条 土地への立ち入り等 1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第9条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。</p>
<p>第1012条 成果物の提出</p>	<p>第1013条 成果物の提出</p>
<p>第1013条 関係法令及び条例等の遵守</p>	<p>第1014条 関係法令及び条例等の遵守</p>
<p>第1014条 検査 1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出してなければならない。</p>	<p>第1015条 検査 1. 受注者は、契約書第26条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出してなければならない。</p>
<p>第1015条 再委託</p>	<p>第1016条 再委託</p>
<p>第1016条 守秘義務</p>	<p>第1017条 守秘義務</p>
<p>第1017条 情報セキュリティにかかる事項</p>	<p>第1018条 情報セキュリティにかかる事項</p>
<p>第1018条 安全等の確保</p>	<p>第1019条 安全等の確保</p>
<p>第1019条 条件変更 1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2. 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>	<p>第1020条 条件変更 1. 契約書第14条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第24条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2. 監督職員が、受注者に対して契約書第14条、第15条及び第17条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。</p>
<p>第1020条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第5項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	<p>第1021条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第26条第5項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>
<p>第1021条 契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 四 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 一 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項</p>	<p>第1022条 契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 四 契約書第25条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合 2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 一 第1020条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項</p>
<p>第1022条 履行期間の変更 3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	<p>第1023条 履行期間の変更 3. 受注者は、契約書第17条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第18条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>

発注者支援業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1023条 一時中止 1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務等の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>第1024条 一時中止 1. 契約書第16条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務等の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
<p>第1024条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 一 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>	<p>第1025条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 一 契約書第22条に規定する一般的損害、契約書第23条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>
<p>第1025条 受注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 一 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 契約書第38条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>	<p>第1026条 受注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 一 契約書第22条に規定する一般的損害、契約書第23条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 二 契約書第32条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>
<p>第1026条 部分使用 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>	<p>第1027条 部分使用 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第28条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>
	<p>第1029条 個人情報の取り扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 3. 取得の制限 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。 4. 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 5. 複写等の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 6. 再委託の禁止 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。 7. 事案発生時における報告 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 8. 資料の返却等 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。 9. 管理の確認等 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。 11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p>

発注者支援業務

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第2編 積算技術業務 第2005条 成果品 1. 成果品は以下のとおりとする。 一 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式 二 積算資料 1式 三 積算データ(記録媒体 FD等) 四 打合せ記録簿</p> <p>2. 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p>	<p>第2編 積算技術業務 第2005条 成果品 成果品は以下のとおりとする。 一 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書) 1式 二 積算資料 1式 三 積算データ(記録媒体 FD等) 四 打合せ記録簿 五 引継事項記載書</p>
<p>第3編 工事監督支援業務 第3002条 業務内容 1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 三 受注者は、次の各号に掲げる項目について、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。 1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 2. 請負工事の施工状況の照合等 四 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。 5. その他 上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時には監督職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。</p>	<p>第3編 工事監督支援業務 第3002条 1. 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 三 受注者は、次の各号に掲げる項目について、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料(構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く)の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。 1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しないこと。 2. 請負工事の施工状況の照合等 四 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。 5. その他 受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、そのおそれがある場合など緊急時においては監督職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。</p>

用地調査等共通仕様書

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第1章 総則 （調査対象物件の区分） 第4条</p> <p>一 建物は、表1により木造建物〔 〕、木造建物〔 〕、木造建物〔 〕、木造特殊建物、非木造建物〔 〕及び非木造建物〔 〕に区分する。</p> <p>二 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。</p> <p>表2 工作物区分 機械設備：原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備（変電設備を含む。）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む</p>	<p>第1章 総則 （用地調査等の区分） 第4条</p> <p>一 用地測量は、山口県公共測量作業規定（以下「規定」という。）により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔 〕、木造建物〔 〕、木造建物〔 〕、木造特殊建物、非木造建物〔 〕及び非木造建物〔 〕に区分する。</p> <p>三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。</p> <p>表2 工作物区分 機械設備：原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式変電設備、建築設備以外の動力設備（変電設備を含む。）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む</p>
<p>第2章 総則 第1節 用地調査等の実施手続き （監督職員の審査） 第15条 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせなければならぬ。</p>	<p>第2章 総則 第1節 用地調査等の実施手続き （監督職員への進捗状況の報告） 第15条 2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p>
<p>（部分使用） 第16条</p>	<p>（成果品の一部提出等） 第16条</p>
<p>（検査） 第18条 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従わなければならない。</p>	<p>（検査） 第18条 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p>
<p>第2節 数量等の処理 （資材単価等の端数処理） 第24条 二 工作物等の補償単価は、次による。</p> <p>100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て</p>	<p>第2節 数量等の処理 （資材単価等の端数処理） 第24条 二 工作物等の補償単価は、次による。</p> <p>100円未満のとき 1円未満切り捨て 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て</p>
<p>第3章 権利調査 第1節 調査 （墓地管理者等の調査） 第30条</p>	<p>第3章 権利調査 第1節 調査 （墓地管理者等の調査） 第30条</p> <p>三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査 前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。</p> <p>（1）法名（戒名） （2）俗名、性別及び享年 （3）死亡年月日 （4）火葬、土葬の区分 （5）墓地使用者単位の霊数 （6）その他必要と認める事項</p>
	<p>（土地利用履歴等の調査） 第31条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染対策法（平成14年法律第53条）第2条に規定する土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、別に定める土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領により行うものとする。</p>
<p>第2節 調査表等の作成 （調査表の作成） 第32条</p>	<p>第2節 調査表等の作成 （調査表の作成） 第33条 3 土地利用履歴等の調査表は、第31条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。</p>
	<p>第4章 用地測量 第1節 境界確認 （公共用地境界の打合せ） 第34条 調査区域内に公共物管理者等が管理する土地（以下「公共用地等」という。）が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。以下同じ。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。</p>

用地調査等共通仕様書

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
-	<p>（資料の作成及び立会い）</p> <p>第35条 受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。</p> <p>3 前条の打合せの結果、第32条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量を行うことによって、公共物管理者等が公共用地等の境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第39条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。</p>
-	<p>（境界確定後の図書の作成）</p> <p>第36条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。</p>
-	<p>（立会い準備）</p> <p>第37条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第38条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第27条から第30条までの調査結果を基に作成しなければならない。</p> <p>2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。</p>
-	<p>（境界立合いの画地及び範囲）</p> <p>第38条 受注者は、調査区域内における境界立合いの画地（規定に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地）の境界が確認できる範囲の立合いを行わなければならない。</p>
-	<p>（境界立合い）</p> <p>第39条 受注者は、前条の境界立合いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立合いを行わなければならない。</p> <p>一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。</p> <p>二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。</p> <p>三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属釘（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。</p> <p>四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。</p> <p>2 前項の境界点立合いが完了したときは、関連する権利者全員から筆界確認書（別記第15号様式）に確認のための署名押印を求めなければならない。</p> <p>3 第1項の境界点立合いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>一 関連する権利者全員の同意が得られないもの</p> <p>二 関連する権利者の一部が立合いを拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立合い又は測量を権利者から要求されたとき</p>
-	<p>第2節 境界測量</p> <p>（用地測量の基準点）</p> <p>第40条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。</p> <p>2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。</p>
-	<p>（境界測量）</p> <p>第41条 各境界点の測量を行うに当たっては、規定に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。</p> <p>2 各境界点等は、連番を付するものとする。</p>
-	<p>（補助基準点の設置）</p> <p>第42条 前条の作業において、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、規定に定めるところによるものとする。</p>

用地調査等共通仕様書

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
-	<p>(用地境界仮杭の設置)</p> <p>第43条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきT S等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。</p> <p>一 原則として、関連する権利者の立合いのうえ行う。</p> <p>二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鈹（頭部径15mm）等のものとする。</p> <p>三 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントで着色する。</p> <p>2 用地境界仮杭の観測は、規定に定めるところによるものとする。</p> <p>3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等が支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に十分理解させたとうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。</p>
-	<p>(境界点間測量)</p> <p>第44条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、規定に定めるところによるものとする。</p>
-	<p>第3節 面積計算の範囲</p> <p>(面積計算の範囲)</p> <p>第45条 面積計算の範囲は、第38条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。</p> <p>一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積</p> <p>二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積</p> <p>三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。</p> <p>2 土地の面積は、一筆ごとに次の各号により求めるものとする。</p> <p>一 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたとえ、評価の高い地目の土地面積から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目に異なる地権者があるときは、その権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。</p> <p>二 前項第二号に基づき残地等の面積を求める場合には、取得等の区域と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において当該土地に異なる地目又は権利者があるときは、前号を準用する。</p>
-	<p>第4節 用地実測図等の作成</p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第46条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、規定の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。なお、表示記号等は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の記名押印</p> <p>(2) 道路名、水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。</p>
<p>第5章 建物等の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>(木造建物)</p> <p>第42条 木造建物〔 〕の調査は、中国地区用地対策連絡会が定める「木造建物〔 〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。</p>	<p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>(木造建物)</p> <p>第56条 木造建物〔 〕の調査は、「木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。</p>
<p>(非木造建物)</p> <p>第44条 非木造建物〔 〕の調査は、中国地区用地対策連絡会が定める「非木造建物〔 〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。</p>	<p>(非木造建物)</p> <p>第58条 非木造建物〔 〕の調査は、「非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。</p>

用地調査等共通仕様書

旧・条文構成（平成23年）	新・条文構成（平成24年）
<p>第6章 営業その他の調査 第3節 算定 （補償額の算定） 第79条 受注者は、前条の調査書の作成が完了したときは、当該権利者の移転工法に適合した補償額の算定を行うものとする。なお、営業に関する補償額の算定で、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p>2 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</p> <p>一 営業補償額の算定（別記第22号様式、別記第23号様式及び別記第25号様式）</p> <p>二 動産移転料の算定（別記第22号様式、別記第23号様式等）</p> <p>三 仮住居費補償、移転雑費等の補償額の算定（別記第22号様式、別記第23号様式、別記第28号様式及び別記第29号様式）</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p>第7章 営業その他の調査 第3節 算定 （補償額の算定） 第93条 受注者は、前条の調査書の作成が完了したときは、次に掲げる調書及び設計書等の様式により、当該権利者の移転工法に適合した補償額の算定を行うものとする。なお、営業に関する補償額の算定で、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で行うものとする。</p> <p>一 営業補償額の算定（別記第22号様式、別記第23号様式及び別記第25号様式）</p> <p>二 動産移転料の算定（別記第22号様式、別記第23号様式等）</p> <p>三 仮住居費補償、移転雑費等の補償額の算定（別記第22号様式、別記第23号様式、別記第28号様式及び別記第29号様式）</p> <p>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p style="text-align: center;">-</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</p>